

代表委員会事前審議会規程（案）

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 事前審議会（第二条—第十二条）
- 第三章 雜則（第十二条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、代表委員会における事前審議会の設置その他必要な事項を定め、もって代表委員会における審議の効率化に資することを目的とする。

第二章 事前審議会

（事前審議会の設置）

第二条 代表委員会のもとに、事前審議会をおく。

（代表委員会への上程）

第三条 代表委員会における議案は、事前審議会において審議ののち、代表委員会に上程することができる。

（主宰）

第四条 事前審議会は、代表委員会議長（以下「議長」という。）が主宰する。

（定足数）

第五条 事前審議会は、代表委員会における議決権保有者十名以上の出席がなければ会議を開き、及び議決をすることができない。

（代理人）

第六条 代表委員は、自学級の構成員のうちから、代理人を選出し、事前審議会に出席させることができる。この場合において、当該代理人は、事前審議会における当該委員の権能の一切を行える。

（発言権）

第七条 事前審議会における発言権は、すべての生徒が有する。ただし、発言は、代表委員会における議決権保有者を優先する。

（議決権）

第八条 事前審議会における議決権は、代表委員会における議決権保有者が有する。

（事前審議会において可決した議案の取扱い）

第九条 事前審議会において可決した議案は、代表委員会においては、原則として、質疑を行わずに採決する。ただし、代表委員長又は議長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(全会一致で可決した議案)

第十条 事前審議会において全会一致で可決した議案は、代表委員会においては、直ちに採決する。

(賛成多数で可決した議案)

第十一條 事前審議会において賛成多数（全会一致を除く。）で可決した議案は、代表委員会においては、当該議案を否とする議決権保有者一名に反対討論を、可とする議決権保有者一名に賛成討論を、それぞれ行わせたのち、直ちに採決する。討論の時間は、議長が定める。ただし、反対討論及び賛成討論には同じ時間を定めるものとする。

(反対多数で否決した議案の取扱い)

第十二条 事前審議会において反対多数で否決した議案は、原則として、差戻すものとする。

第三章 雜則

(代表委員会議事進行規程の準用)

第十三条 その他事前審議会に関して必要な規定は、代表委員会議事進行規程を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、令和七年五月十六日から施行する。

(失効)

第二条 この規程は、令和七年十月三十一日限り、その効力を失う。ただし、代表委員会の議決により廃止の期日を変更し、又は廃止しないこととすることを妨げない。